

宿泊業の現状について

令和3年2月
観 光 庁

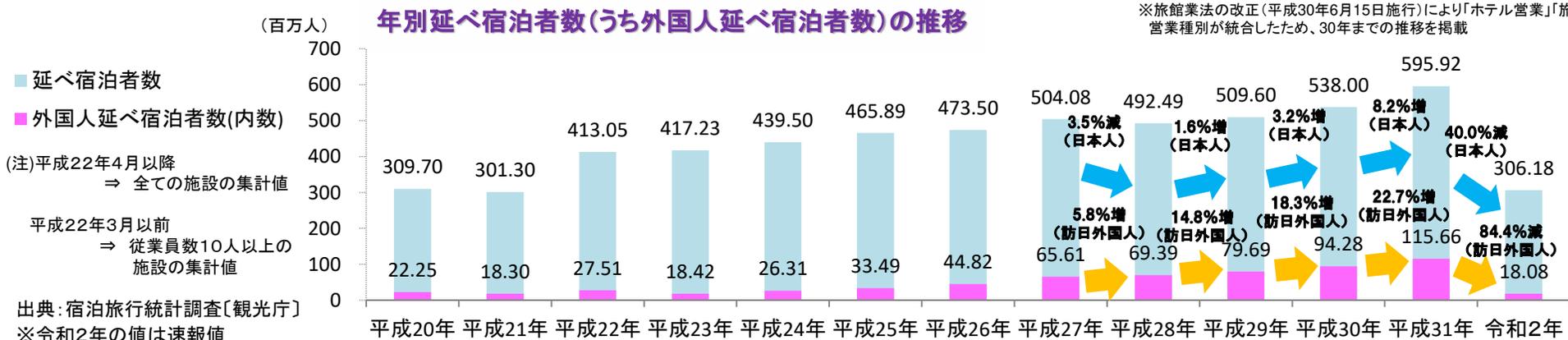
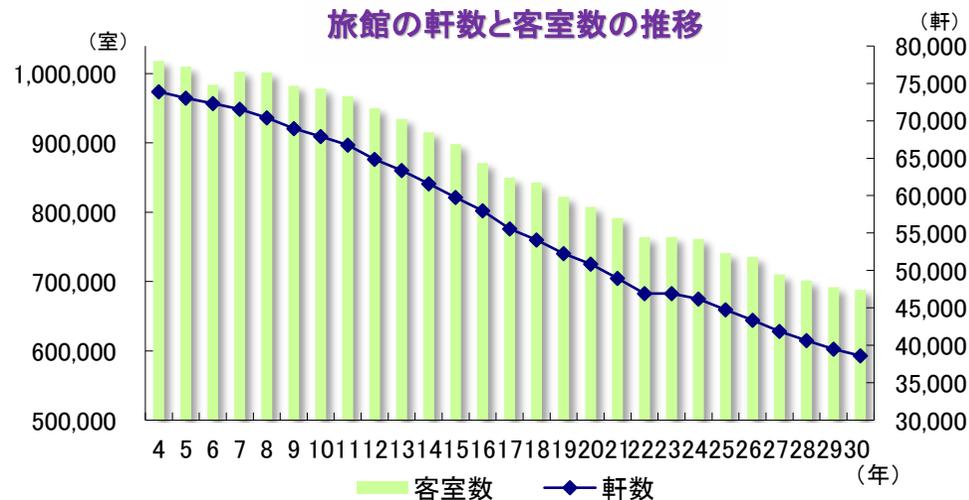


衆議院議員 堀内のり子

宿泊業の概要

宿泊業の現状

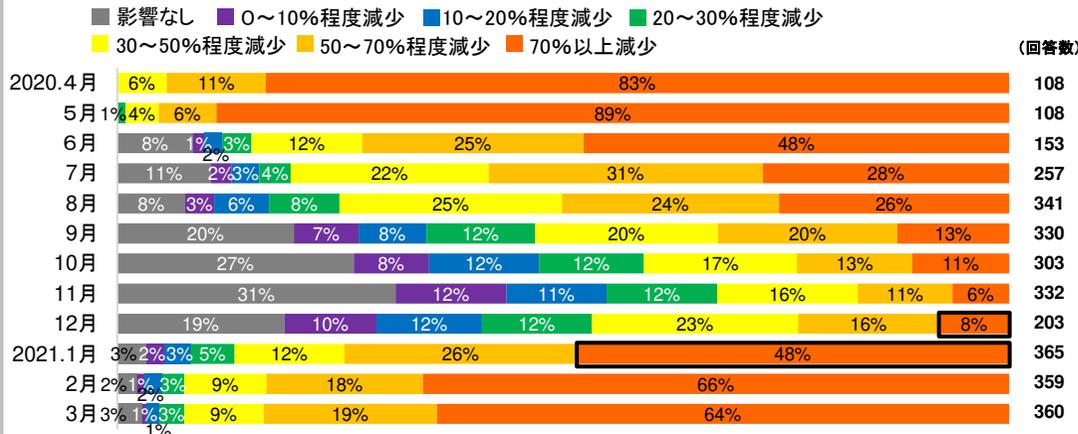
- 宿泊事業者数: 35, 135 (平成28年 総務省「経済センサス活動調査」)
- 宿泊施設数: 82, 130施設 (平成30年3月現在 厚生労働省「衛生行政報告例」)
 [ホテル: 10, 402 (客室数907, 500)、旅館: 38, 622 (客室数688, 342)、簡易宿所: 32, 451、下宿: 675]
- 国際観光ホテル・旅館数: 登録数: 2, 335施設 [登録ホテル: 942、登録旅館: 1, 393] (令和3年1月末現在)
- 市場規模: 4. 68兆円 (平成31年: 総務省「経済構造実態調査」) ■ 就業者数: 48万人 (令和2年12月: 総務省「労働力調査」)
- 延べ宿泊者数: 3億618万人 (日本人: 2億8,810万人) (令和2年観光庁「宿泊旅行統計調査」) ※速報値



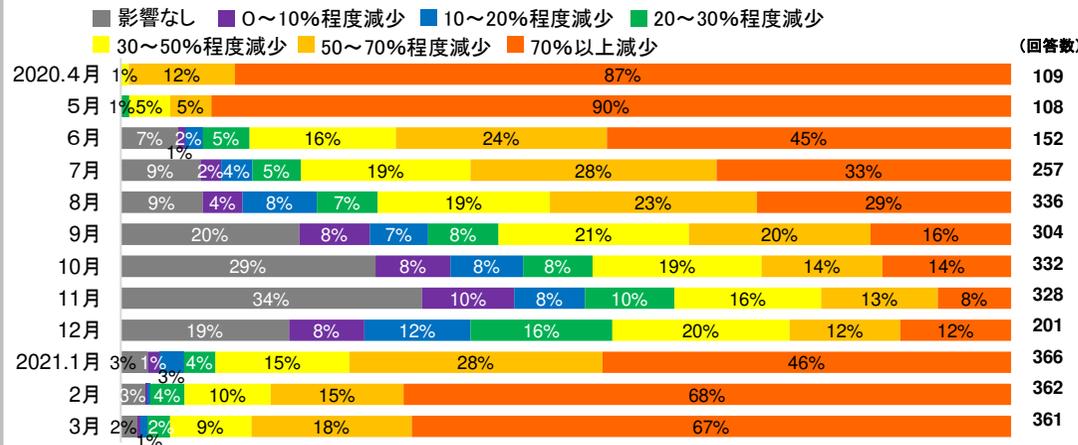
出典: 衛生行政報告例[厚生労働省] ※各年3月現在の数値
 ※旅館業法の改正(平成30年6月15日施行)により「ホテル営業」「旅館営業」の営業種別が統合したため、30年までの推移を掲載

- 宿泊予約が前年同月比で70%以上減少と回答した施設は、Go Toトラベル事業によって、12月までは回復傾向にあったものの、1月からの1都2府8県における緊急事態宣言に伴い、Go Toトラベル事業の全国一律の一時停止措置が講じられる中、12月の8%から1月は48%まで増加。また、3月7日まで緊急事態宣言が延長されたことによって、今後の先行きを心配する声も多く挙がっている。
- 資金繰り支援を86%の施設が活用し、そのうち83%の施設が給付済みとなっている。
- 雇用調整助成金を84%の施設が活用しており、81%の施設が給付済みとなっている。

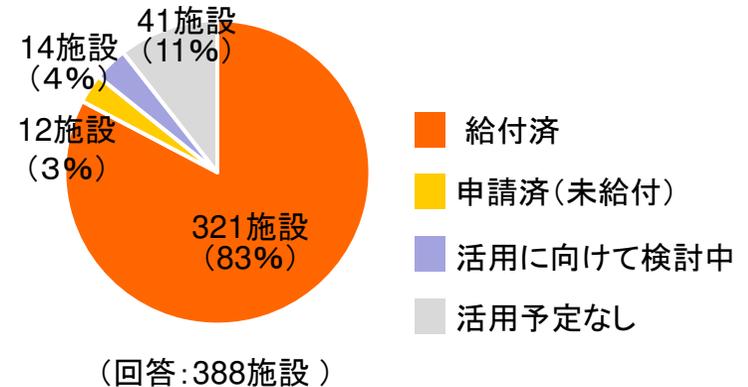
○予約状況(2019年同月比)(2・3月は見込み)



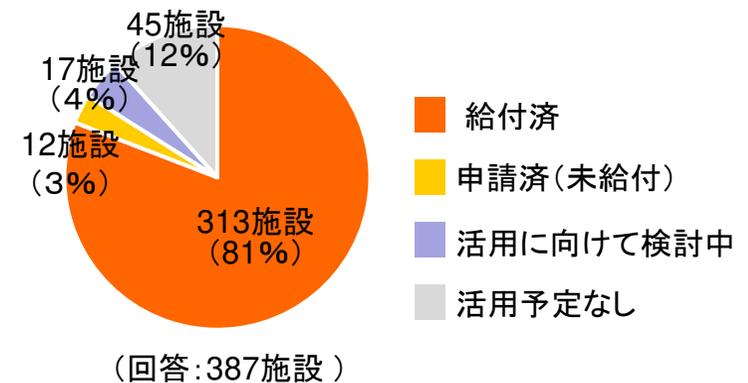
○売上金額(2019年同月比)(2・3月は見込み)



○資金繰り支援の活用状況



○雇用調整助成金の活用状況



※調査方法: 宿泊事業者に対して、業界団体等経由で影響をアンケートし、391施設から回答

新型コロナウイルス感染症による各種支援制度

資金繰り支援

【中小企業・小規模事業者に対する政府系金融機関等による融資・資本増強】

- 無担保融資等
 - [日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付](#)（運転資金・設備資金）
 - [商工中金による危機対応融資](#)（運転資金・設備資金）
 - [日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資](#)（運転資金・設備資金）
 - [特別利子補給制度](#)（利子補給）
 - [日本政策金融公庫及び沖縄公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和](#)（融資）
- ※上記に加え生活衛生関係の事業者向け融資制度も別途措置
- [日本政策金融公庫等による中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業](#)（資本性劣後ローン）
 - [地域経済活性化支援機構（REVIC）による支援](#)（事業再生支援・資本性資金供給等）
 - [中小企業基盤整備機構が出資するファンドによる出資等](#)（ファンドを通じた出資・債権買取等の支援）

【中小企業・小規模事業者に対する民間金融機関による融資等】

- [セーフティネット保証（4号・5号）](#)（借入債務の保証）
- [危機関連保証](#)（借入債務の保証）
- [民間金融機関による実質無利子の融資等](#)（実質無利子化の融資）

【中堅企業・大企業に対する政府系金融機関による融資・資本増強】

- [DBJ及び商工中金による資金繰り支援](#)（危機対応融資・資本性劣後ローン）

給付金

- [売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給](#)（一時金の支給）
- [地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店等に対する協力金](#)（詳細は各都道府県により異なる）

雇用関連

- [雇用調整助成金の特例](#)（一時休業等を行い雇用維持を図った場合の休業手当を助成）

生産性の向上

- [ものづくり・商業・サービス補助](#)（中小事業者に対する設備投資のための補助金）
- [持続化補助金](#)（小規模事業者に対する設備投資等のための補助金）
- [IT導入補助金](#)（中小事業者に対するITツール導入のための補助金）
- [中小企業等事業再構築促進事業](#)（新分野展開、事業・業種転換等の取組、事業再編を支援）

観光庁関係予算

- [既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業](#)（宿泊施設の改修・高付加価値化への取組を支援）

その他

- [NHK受信料の支払猶予・減免措置](#)
- [新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金](#)（地方公共団体のコロナ対応等の事業に充当）

緊急事態宣言下における各種支援制度

- ・ 緊急事態宣言に伴う不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けた事業者に対する一時金支給（新設）
- ・ 日本政策金融公庫等の実質無利子・無担保融資の上限額引上げ（最大3億円まで）と本年前半までの継続に加え、売上減少要件の運用柔軟化（直近2週間でも可）
- ・ パート・アルバイト含め、雇用調整助成金の特例について緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長（これに加えて、緊急事態措置の実施区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等に対しては、大企業向けの特例措置を拡充）。その上で、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から2か月間、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける
- ・ 3次補正予算案に計上した事業再構築補助金や持続化補助金について、緊急事態宣言の影響を受けたことを証明した事業者を審査で加点し、優先的に採択
- ・ 感染拡大防止協力金（増額）（例：東京都におけるホテル・旅館内の飲食店に対しては1日6万円を支給。ただし、宿泊客のみに飲食を提供する場合は対象外。）

宿泊業の倒産動向について

- 宿泊事業者数は35,135事業者（総務省「H28 経済センサス活動調査」より）。
- 2020年（1月～12月）の宿泊業の倒産件数は118件（対前年比57.3%増）。
- このうち、新型コロナ関連の倒産件数は55件。

宿泊業の倒産 年推移



東京商工リサーチ調べ

<2020年>
宿泊業の倒産件数について(月別)

月	倒産件数
1月	10件
2月	5件
3月	6件
4月	25件
5月	10件
6月	16件
7月	7件
8月	4件
9月	9件
10月	13件
11月	8件
12月	5件

※コロナ関連倒産以外の倒産も含めた倒産件数

※ 負債額が1千万円以上のものを集計



帝国ホテル（東京都）

専属サービスアテンダントによる24時間対応のサービスなどをベースに、日々の生活に必要な食事や洗濯などはサブスクリプション方式で提供するなど、ホテルならではのサービスや設備を活用可能。



福岡東映ホテル（福岡県） 他

（株）ジャパネットHD（通販事業が主事業）におけるコールセンターでのオペレーターの「3密」を回避するため、ホテル4棟を借り上げ利用。ホテルの個室を1人のオペレーター専用の部屋として割り当て、業務を遂行。

※現在コールセンターとしての利用は停止中。



ホテルフクラシア大阪ベイ（大阪府） 他

研修特化型ホテル事業のマックスパートは、ホテル客室を「オンライン会議ルーム」として販売を開始。

個室である客室を1室1名の利用でマスクなしでの安心で快適なオンライン面接や商談などの利用を見込む。



不二ホテル（山梨県）

旅行の自粛により、温泉水の宅配サービスを開始。自宅まで温泉水を運び、自宅で温泉気分。



山形屋（福島県）

福島県・喜多方市ならではの自然豊かな田舎の景色と、温泉風情を楽しめる環境の中で「温泉」&「気分転換」&「ワーケーション」可能。自転車等も貸し出し周辺観光エリアでもワーケーションを可能に。



ホテルサン人吉（熊本県）

レストランの料理長が手がけた幕の内弁当等を自宅で楽しめるよう、テイクアウト・デリバリーサービスを開始。デリバリーサービスを行う地域のタクシー会社とも連携。

住宅宿泊事業法の概要

背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要
(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設)
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置 (衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等) を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置 (標識の掲示を除く) を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

※ 都道府県に代わり、保健所設置市 (政令市、中核市等)、特別区 (東京23区) が監督 (届出の受理を含む) ・条例制定措置を処理できる

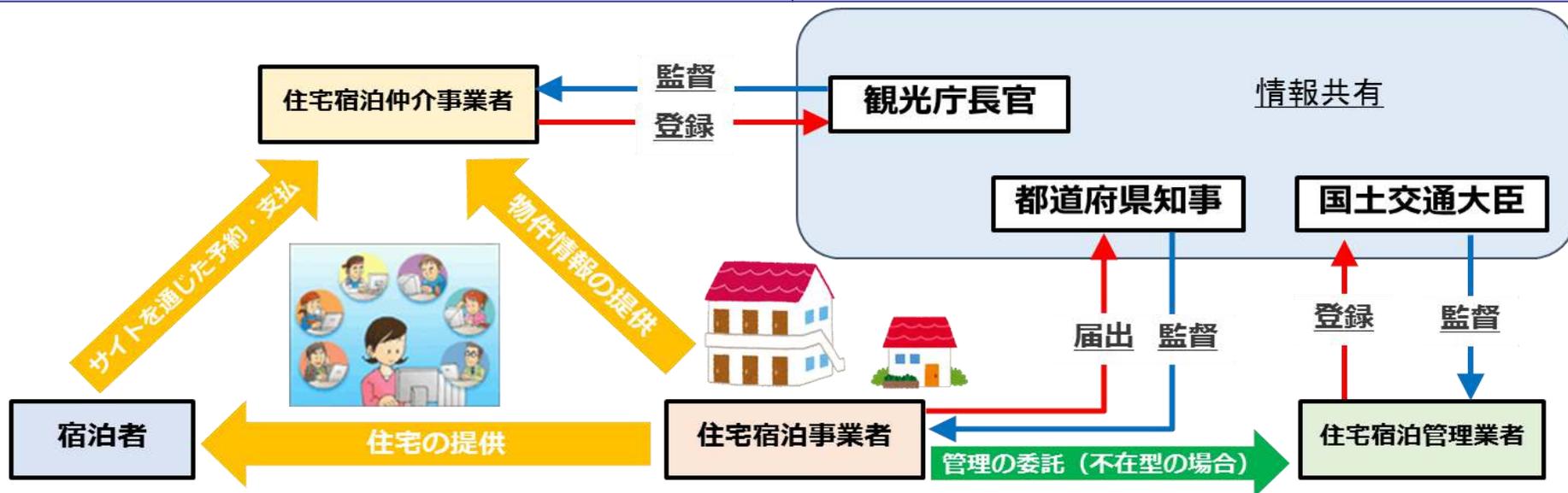
2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置 (住宅宿泊事業者への契約内容の説明等) の実施と1②の措置 (標識の掲示を除く) の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置 (宿泊者への契約内容の説明等) を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

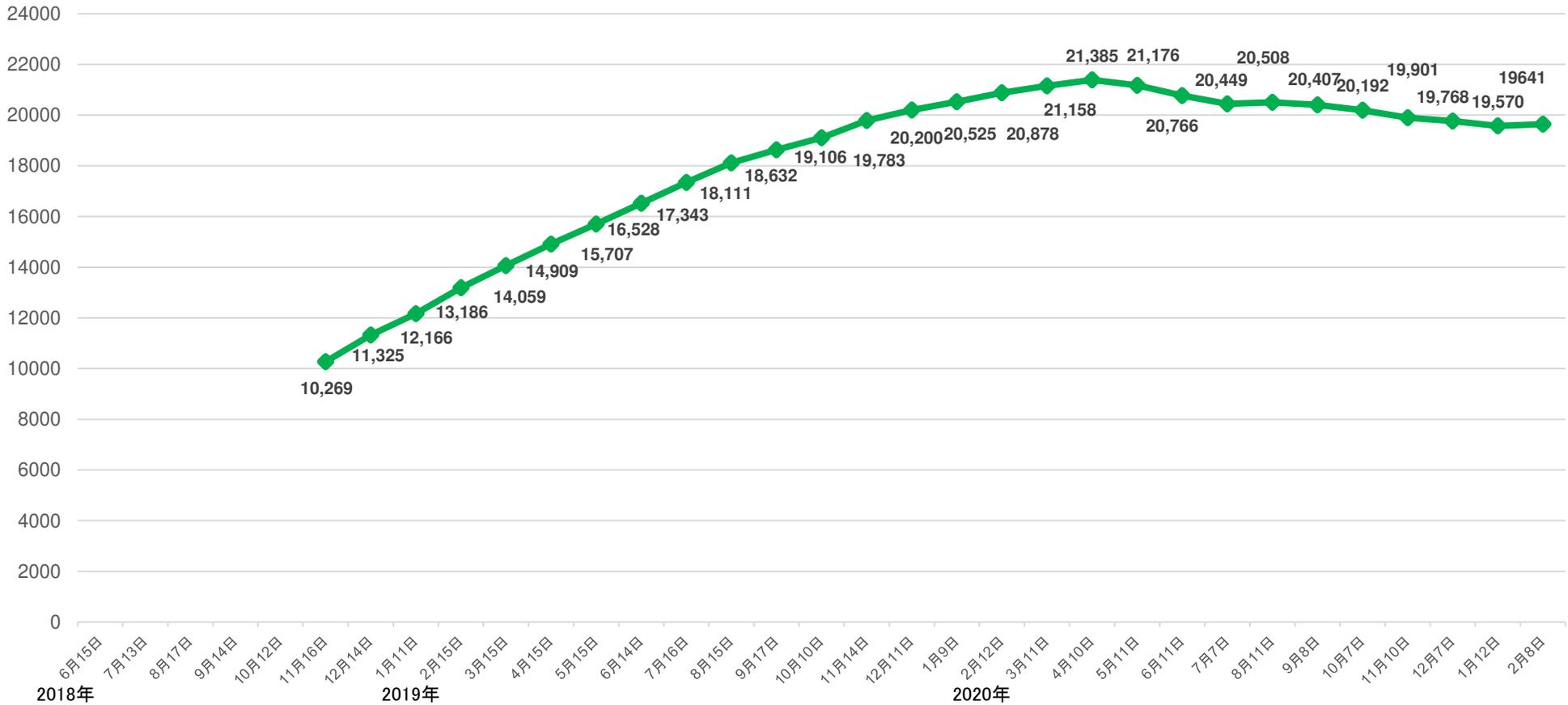
○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日



住宅宿泊事業の届出住宅数等の推移

○ 住宅宿泊事業の届出住宅数は、令和3年2月8日時点における同年前月より71件増加し、19,641件となった。

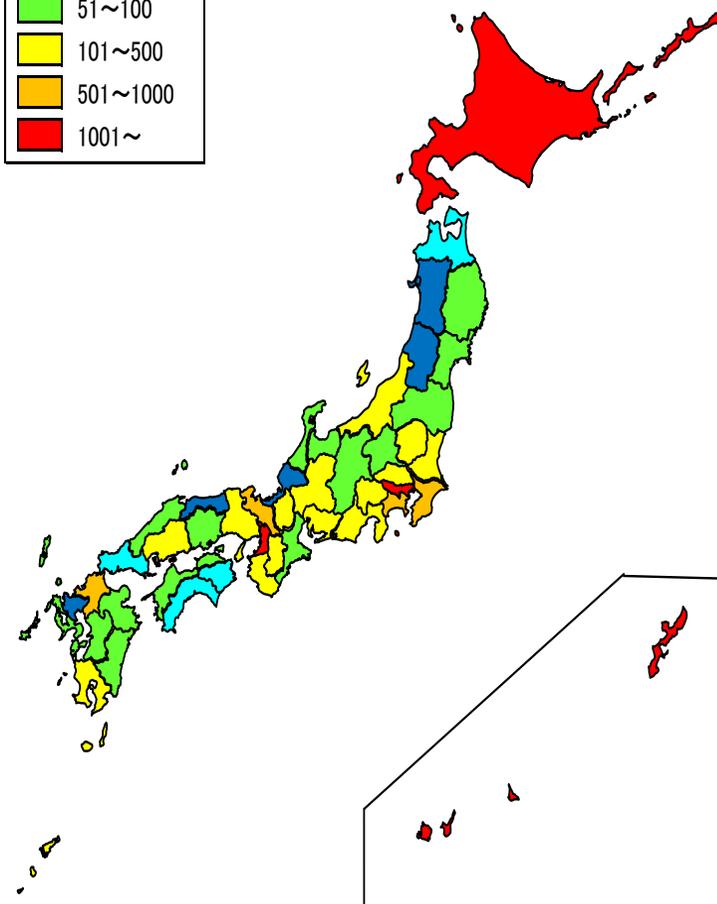
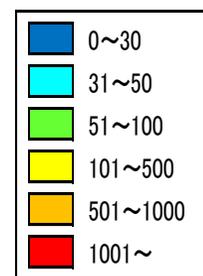
住宅宿泊事業届出住宅数推移



住宅宿泊事業法に基づく届出の状況(令和3年2月8日時点)

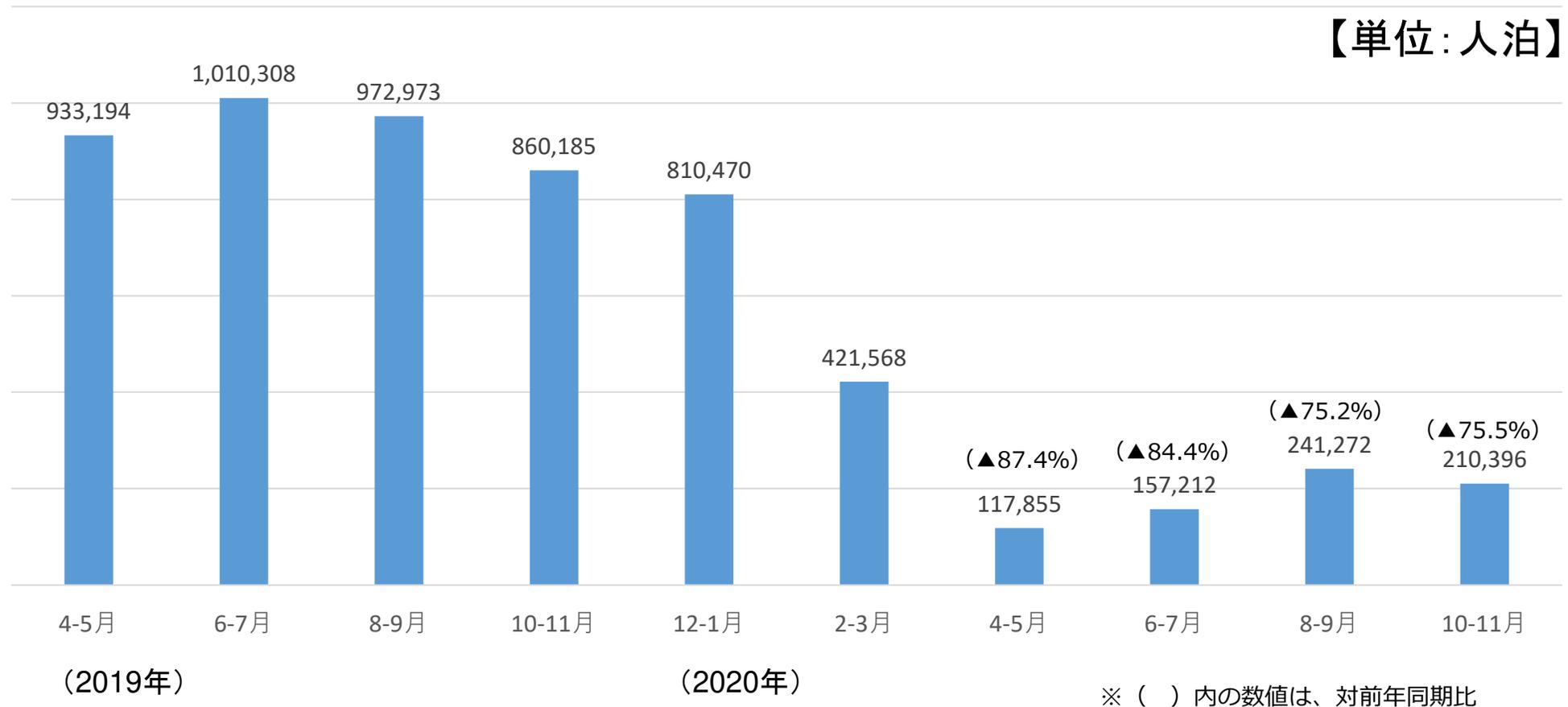
都道府県名	届出住宅数	順位
北海道	2257	2
青森県	41	40
岩手県	59	35
宮城県	90	25
秋田県	25	44
山形県	20	46
福島県	75	32
茨城県	112	22
栃木県	228	12
群馬県	82	30
埼玉県	247	11
千葉県	602	8
東京都	6865	1
神奈川県	604	7
新潟県	158	17
富山県	84	26
石川県	66	33
福井県	18	47
山梨県	188	14
長野県	97	24
岐阜県	131	18
静岡県	228	12

都道府県名	届出住宅数	順位
愛知県	500	9
三重県	99	23
滋賀県	118	20
京都府	669	6
大阪府	2189	3
兵庫県	128	19
奈良県	170	16
和歌山県	187	15
鳥取県	27	43
島根県	51	37
岡山県	83	27
広島県	255	10
山口県	36	42
徳島県	37	41
香川県	83	27
愛媛県	77	31
高知県	46	39
福岡県	914	5
佐賀県	23	45
長崎県	83	27
熊本県	63	34
大分県	56	36
宮崎県	51	37
鹿児島県	115	21
沖縄県	1304	4
合計	19641	—



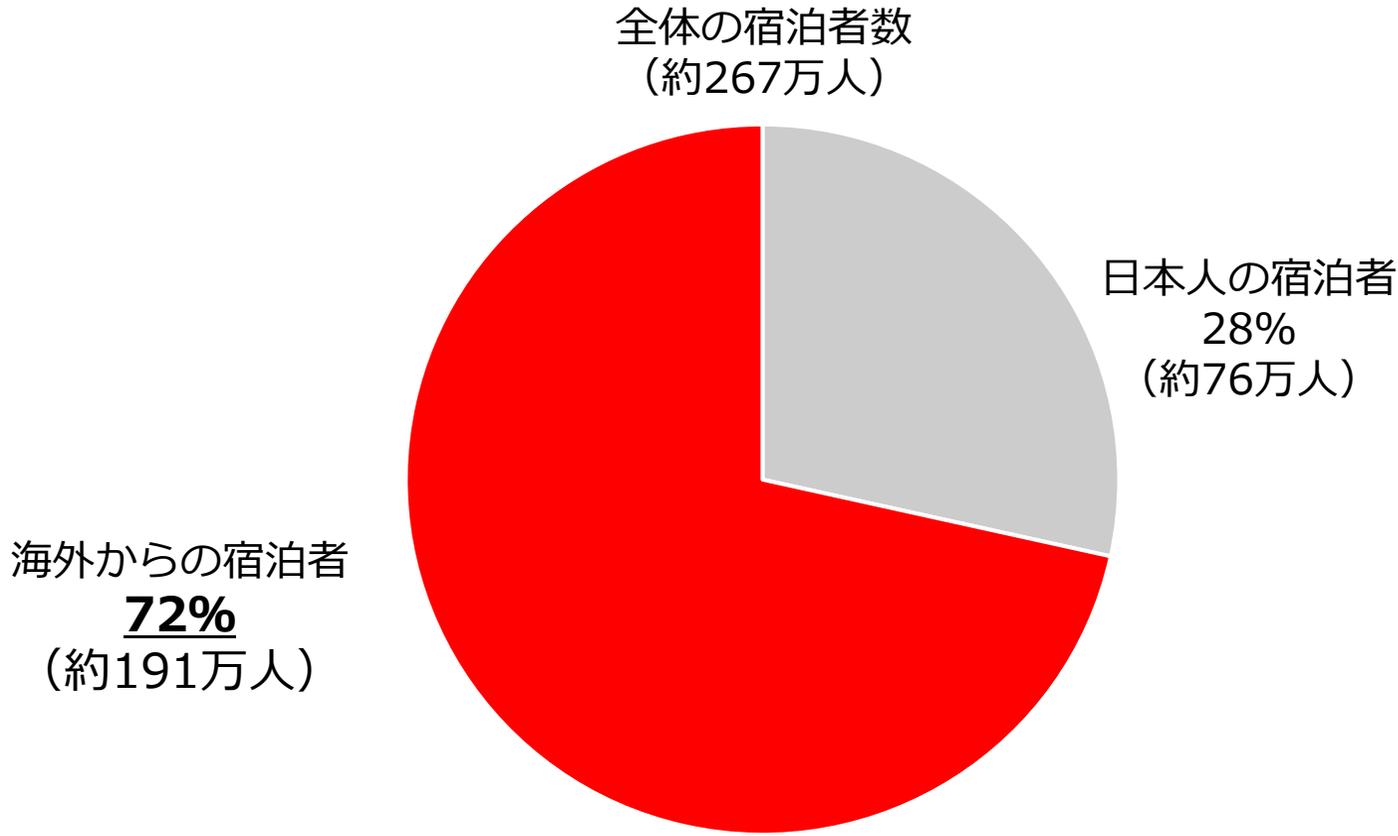
民泊における延べ宿泊者数の推移

- 住宅宿泊事業者からの定期報告によると、全国における延べ宿泊者数の推移は、以下のとおり。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ宿泊者数は大幅な減少傾向にある。



住宅宿泊事業における海外からの宿泊者の割合

- 住宅宿泊事業法の施行から令和2年1月までの宿泊者のうち、72%が海外からの宿泊者 (全体の宿泊者数は約267万人)



※住宅宿泊事業者からの定期報告に基づき観光庁が集計したもの

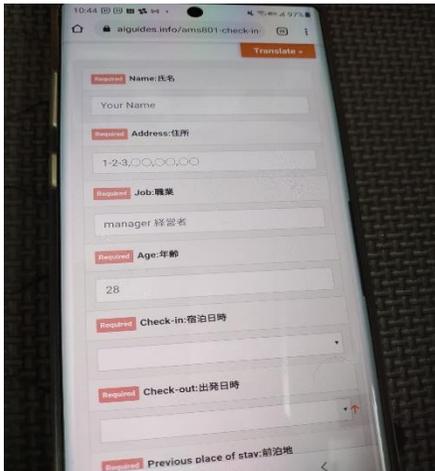
「新たな生活様式」に対応した民泊事例

Hokkaido 7-inn

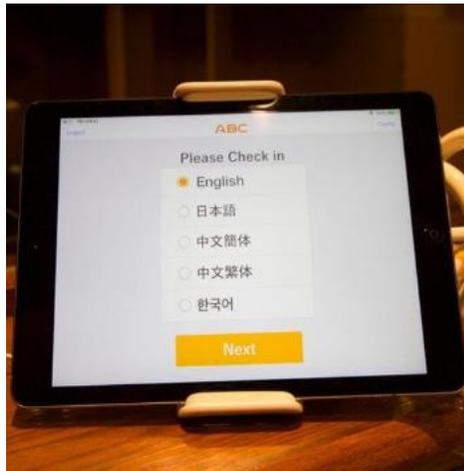
非対面・非接触のチェックイン

- 所在地：北海道旭川市
- 客室数：15室
- 特徴
 - ・宿泊者のスマートフォンや施設入口に備付けのタブレットを通じて、フロント係や他の宿泊者と非対面・非接触でチェックイン可能。

スマートフォンを通じて
チェックイン可能



タブレットを通じて
チェックイン可能



Casa de la Familia

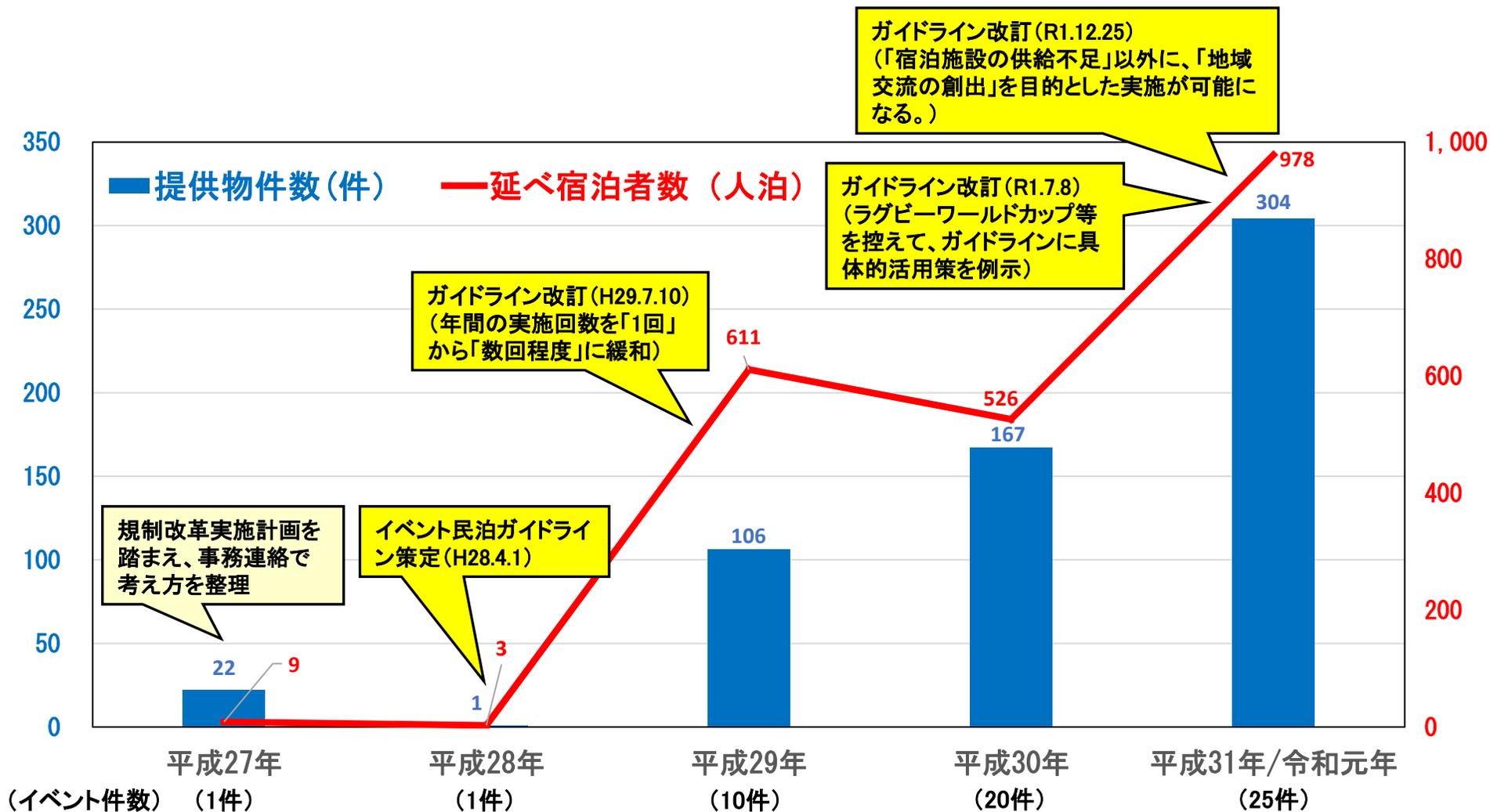
テレワークオフィスとしての活用

- 所在地：北海道札幌市
- 客室数：8室
- 特徴
 - ・Wi-fiを完備。
 - ・住宅の機能を備えているため、自宅のような環境でストレスなくテレワークが可能。



イベントホームステイ(イベント民泊)実施状況

- これまで2度にわたり、イベント民泊ガイドラインを改訂し、年間の実施回数や要件を緩和。
- 累計で57件のイベントが実施され、延べ宿泊者数は2,127人泊であった。



イベントホームステイ(イベント民泊)の事例(釜石市)

- 外国人旅行者も含めた**来訪者と地域住民との交流機会を創出**。イベントホームステイに参加した地域住民に、当該イベントに「参加した」という体験をレガシーとして残すことが期待できる。
- イベントホームステイを実施したホストは**住宅宿泊事業に参入**しようとする傾向があり、当該制度の活用が体験・交流を強化した民泊の普及につながる。

直近の釜石市の開催実績

イベント名	開催地	イベント開催時期	提供物件数(件)	延べ宿泊者数(人)
ラグビーワールドカップ (フィジーvsウルグアイ)	岩手県 釜石市	9月25日	24	34
ラグビーワールドカップ (ナミビアvsカナダ)	岩手県 釜石市	10月13日	31	61

<釜石市での民泊の様子①>



<釜石市での民泊の様子②>

「一緒に食事に行き、夜は家で語り合った。ラグビーの試合の翌日は橋野鉄鉱山（世界遺産）など案内し、一緒に観光した。」

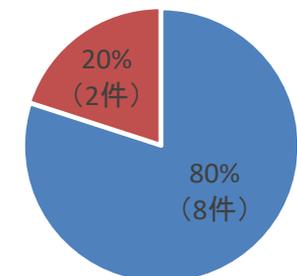
「ラグビー観戦のために釜石に来た海外からの宿泊者。ホストの家庭や地域が台風第19号で被災し、ボランティアとして泥かきを手伝った。」

「家族のような触れ合いができた。ラグビーの観戦の翌日は一緒に鶴住居などの観光をした。最初は予定していなかったが10月のチケットが取れたため釜石を再訪。同じイベント民泊にリピート宿泊した。」

「自身が後期高齢者で、宿泊者を受入できるか不安だったが市職員が積極的に寄ってくれて、自信が変わった。またチャンスがあればやりたい。」

釜石市のイベントホームステイ実施後のアンケート回答

住宅宿泊事業の開始に向けて行政の支援を希望しますか (N=10)



イベントホームステイの実施後、住宅宿泊事業を開始しようとする自宅提供者が複数いる。イベントホームステイの活用が健全な民泊の普及につながる。

※釜石市役所はイベントホームステイを実施した自宅提供者に対し、令和元年11月に住宅宿泊事業の手續の説明会を開催

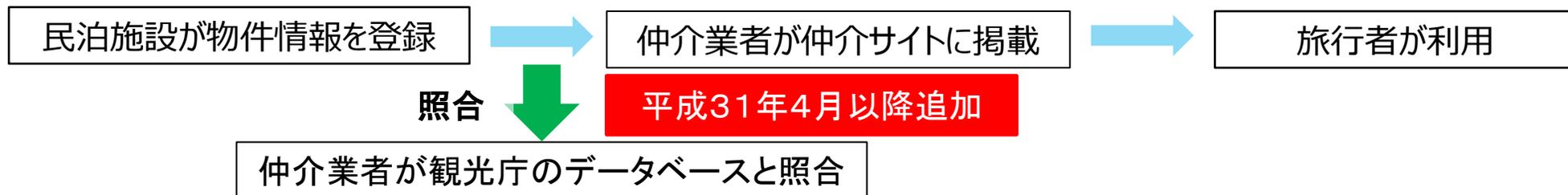
違法民泊の仲介防止対策

住宅宿泊事業の届出状況等について(令和3年2月8日時点)

- 住宅宿泊事業の届出住宅数は19,641件
- 住宅宿泊仲介業の登録件数は89件、住宅宿泊事業を取り扱う旅行業者は13社
- 住宅宿泊管理業の登録件数は2,269件

一括管理データベースの活用

- 住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を、一括で管理するデータベースを構築
- 仲介業者が仲介サイト掲載前に、データベースの情報との照合を行うことで、**違法な物件が仲介サイトに掲載されないように指導。**



違法物件の仲介サイトからの掲載削除に向けた取組

- 観光庁から住宅宿泊仲介業者及び住宅宿泊事業法届出住宅の取扱いのある旅行業者に対し、**令和2年9月末時点の取扱い物件**について報告を求めた。住宅宿泊仲介業者等99社の取扱件数の合計は延べ**118,099件**。
- **住宅宿泊仲介業者等から提出された物件情報と一括管理データベースを確認**し、物件の所在地が不正確なもの、廃業済みのもの等の物件については、住宅宿泊仲介業者等に速やかな削除又は修正を要請。
- 自治体のHP等にて公表された情報を無断に使用して、あたかも適法な届出住宅のようになりすまして仲介サイト等に掲載し、無届物件に誘導するといった悪質な事案を排除するために**ガイドラインを改正**(令和2年5月7日)。
- 民泊制度コールセンターへの通報情報など違法民泊に係る情報を、自治体や関係省庁と共有し違法民泊を排除
- **住宅宿泊事業者の営業日数を効率的に集約するシステム運用**を令和3年2月に開始し、自治体とともに違法民泊排除の体制を強化